

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書（案）

鹿、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少、高齢化等により、鳥獣捕獲の担い手が減少しています。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要であるとの観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に、鳥獣の「保護」だけでなく「管理」を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣を集中的かつ広域的に管理する事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行いました。これにより、今後、鳥獣の捕獲体制が強化されることとなります。

よって、国におかれては、施行に当たって、下記の事項について十分に留意して実施されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護、管理については、国が主導して、より効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
- 2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金等の予算を拡充させるとともに、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分に活用されるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 3 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保、販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。

平成26年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛
厚生労働大臣
農林水産大臣
環境大臣

長野市議会議員 高野正晴